

議案第 4 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 5 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 橋 川 渉

## 滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第3項中「思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第4項中「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第27条、第30条及び第56条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第15条中「個人の」を削り、「記述等」の次に「又は個人識別符号」を加え、同条第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第18条第2号中「となるものを含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第19条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。